定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月十六日

島根県鹿足郡津和野町池村一九九七番地四

株式会社石西社

代表取締役　田中　重雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月十六日

香川県高松市木太町二六八三番地

東四国スバル株式会社

代表取締役　鈴木　泰介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月十六日

熊本市東区石原一丁目一一番二九号

白鷺電気工業株式会社

代表取締役　沼田　吉輝

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社オカモトヤと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年九月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年八月十六日

東京都中央区八丁堀二丁目一八番五号

株式会社ヤマグチ

代表取締役　鈴木眞一郎

特定社債権者集会決議認可公告

平成二十五年七月十六日午前十時開催の八重洲インベストメント特定目的会社第一回特定社債（一般担保付及び適格機関投資家限定）（以下「本件特定社債」といいます。）における左記決議について平成二十五年八月二日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十五年（ヒ）第三百二号）がありましたので公告いたします。

記

本特定社債権者集会における決議事項

本件特定社債に係る社債要項の一部を変更する。

本決議は、特定資産管理処分受託者であるアセットマネジャー及びマスターレッシー兼プロパティマネジャーの変更等に伴い、本件特定社債に係る社債要項を変更したものです。

平成二十五年八月十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である関口陽平が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月十六日

東京都墨田区太平四丁目一番三号

デルタ・プロパティーズ・ジャパン・インク　日本における代表者　関口　陽平

限定承認公告

本籍宮城県石巻市桃生町城内字舘下三六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　櫻井　守

右被相続人は平成二十五年三月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十六日仙台家庭裁判所石巻支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

宮城県石巻市広渕字砂一、九〇番地一　仮設押切沼団地二一一号

相続財産管理人　櫻井よね子

限定承認公告

本籍横浜市保土ヶ谷区仏向町一二三〇番地二、最後の住所横浜市保土ヶ谷区和田一丁目一七番三―二〇八　被相続人　亡　萩原　達二

右被相続人は平成二十五年五月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年八月六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

神奈川県横浜市中区日本大通一七番地ＪＰＲ横浜日本大通りビル八階　横浜合同法律事務所　相続財産管理人萩原小百合

代理人弁護士　近藤ちとせ

限定承認公告

本籍三重県鈴鹿市若松北三丁目三三八番地、最後の住所三重県鈴鹿市江島町三五四六番地

被相続人　亡　橋本　利郎

右被相続人は平成二十五年三月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十四日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

三重県鈴鹿市江島町三五四六番地

相続財産管理人　橋本　照代

限定承認公告

本籍福岡県福岡市東区大字名島二三八四番地、最後の住所福岡県大野城市旭ヶ丘二丁目二二番一五号　被相続人　亡　森若　公夫

右被相続人は平成二十五年四月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年八月一日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

福岡市中央区警固二丁目一二番一二号警固丸ビル二階警固法律事務所

限定承認者安武儷子

代理人弁護士　五十川　伸

任意清算公告

当社は、平成二十五年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月十六日

沖縄県島尻郡南風原町字大名二九七番地

合資会社大名鉄工

代表社員　島袋　宗一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年四月十八日付官報の号外第八十四号五十九頁に掲載されています。

平成二十五年八月十六日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

ＭＧホエール特定目的会社

取締役　宇野　重樹

訂正公告

平成二十五年七月一日（号外第一四一号）掲載の第六期決算公告（枠組）中、「流動負債　48,474」とあるは「流動負債　48,474」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年八月十六日

名古屋市港区大江町二番地の一五

三菱航空機株式会社

取締役社長　川井　昭陽

正誤

ページ	段	行	誤	正
八九	下	六	平成二十三年	平成二十年
〃	〃	〃	告示第二号	告示第三号

平成二十五年三月二十八日（号外第六十四号）金融庁、財務省、経済産業省告示第四号（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件）

（原稿誤り）

（原稿誤り）

平成二十五年七月二日国土交通省告示第六百七十七号（砂防法第二条の土地を指定する件）

（原稿誤り）

五二	終りから	五	小串南原川	小串原南川

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十六日付第一七九号四　八ページ●同日付政府調達第一五四号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）